

浜松市人・農地プラン検討会設置要領

(設置)

第1条 浜松市は、人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知平成29年3月30日付け28経営第3045号）に基づき、浜松市内の人・農地プランを審査、検討するため、浜松市人・農地プラン検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 人・農地プランの審査に関する事項
- (2) 人・農地プランの検討に関する事項
- (3) その他人・農地プランに関連する事項

(委員)

第3条 市長は、検討会を開催するにあたり、その構成員として別表に掲げる関係機関及び地域をけん引する農業者等の中から、検討会の委員を指名する。

- 2 検討会の委員の概ね3割以上は女性農業者で構成するものとする。

(委員長)

第4条 検討会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、農業振興課長とする。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総括する。
- 4 正当な理由により委員長が出席できない場合は、予め委員長が指名した者がその職務を代理する。

(招集)

第5条 検討会は、必要に応じ市長が招集するものとする。

- 2 検討会には、委員に代わって代理者が出席することができるものとする。
- 3 その他、市長が特に必要と認めた場合は、農業経営士、学識経験者等を招集し、意見を求めることができるものとする。

(謝礼)

第6条 検討会の委員に対する謝礼は、次に掲げるとおりとする。

- 2 謝礼を支払う対象は、地域をけん引する農業者等である委員に限る。
- 3 謝礼の額は、検討会への1回の出席につき5千円とする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、農業振興課において行うものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成24年3月21日から施行する。

この要領は、平成26年3月25日から施行する。

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月21日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	検討会の構成員	委員となる者
関係機関	浜松市	農業振興課長 農地利用課長
	静岡県西部農林事務所	生産振興課 天竜農林局 地域振興課長
	浜松市農業委員会	事務局長
	浜松市認定農業者協議会	役員
	農地利用集積円滑化団体と なっている市内農業協同組合 (とぴあ浜松農業協同組合、 三ヶ日町農業協同組合、 遠州中央農業協同組合)	営農指導担当課長
地域をけん 引する農業 者等	認定農業者	左記に該当する個人で 市長が指名する者
	大規模個別経営者	
	法人経営者	
	集落営農の代表者	
	女性農業者	
	その他関係する機関及び団体	当該機関及び団体の長